

日  
本  
国  
憲  
法  
改  
正  
草  
案

(現行憲法对照)

自由民主党

平成二十四年四月二十七日(決定)

○日本国憲法改正草案対照表

ゴシック

日本国憲法改正草案

現行憲法

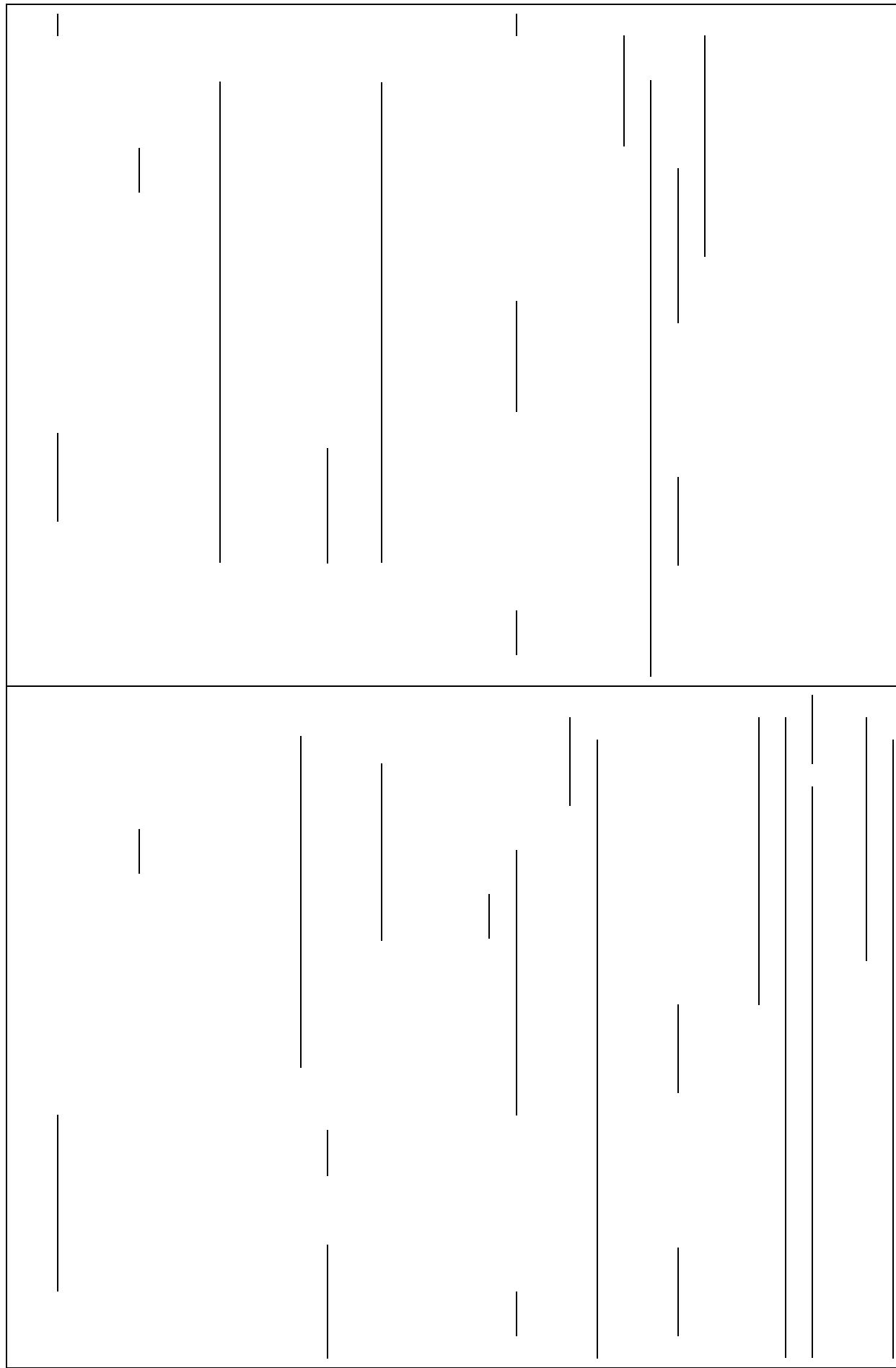
日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であつて、國民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。

我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。

日本国民は、国と郷土を誇りと氣概を持つて自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合つて国家を形成する。

我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させ。日本国民は、良き伝統と我々の國家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。





進言

5| 第一項及び第二項に掲げるもののほか、天皇は、国又は地方自治体その他の公共団体が主催する式典への出席その他の公的な行為を行う。

を放棄し

としては用いない

2| 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

(国防軍)

第九条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保す

るために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るために活動を行うことがで  
きる。

- 4| 前二項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保  
持に関する事項は、法律で定める。
- 5| 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う  
罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、  
法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合に  
おいては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければ  
ならない。

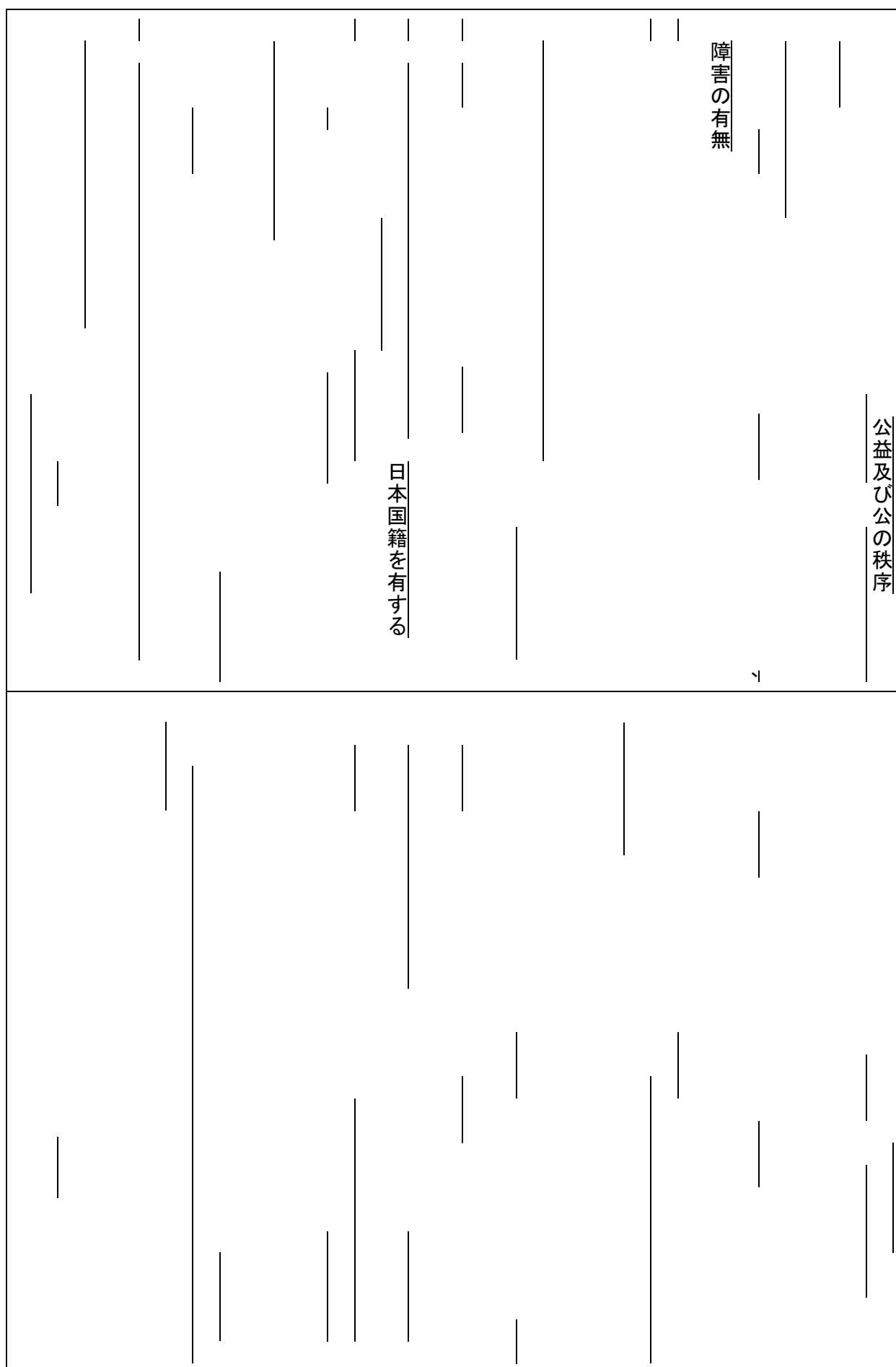
(領土等の保全等)

第九条の三 国は、主権と独立を守るために、國民と協力して、領土、  
領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。

る  
であ

し  
自由及び権利には責任及び義務が伴うことと自覚  
し  
公益及び公の秩序に反してはならない。

人として  
人



身体の拘束

その意に反すると否とにかかわらず、社会的又は経済的関係において身体を拘束されない

保障する

(個人情報の不当取得の禁止等)

第十九条の二 何人も、個人に関する情報を不当に取得し、保有し、又は利用してはならない

に対

しても、特權を与えてはならない

2 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。

(国政上の行為に関する説明の義務)

第二十一条の二 国は、国政上の行為につき国民に説明する義務を負う。

家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならぬ。

(環境保全の責務)

第二十五条の二 国は、国民と協力して、国民が良好な環境を享受

することができるようこそその保全に努めなければならない。

(在外国民の保護)

第二十五条の三 国は、国外において緊急事態が生じたときは、在外国民の保護に努めなければならない。

(犯罪被害者等への配慮)

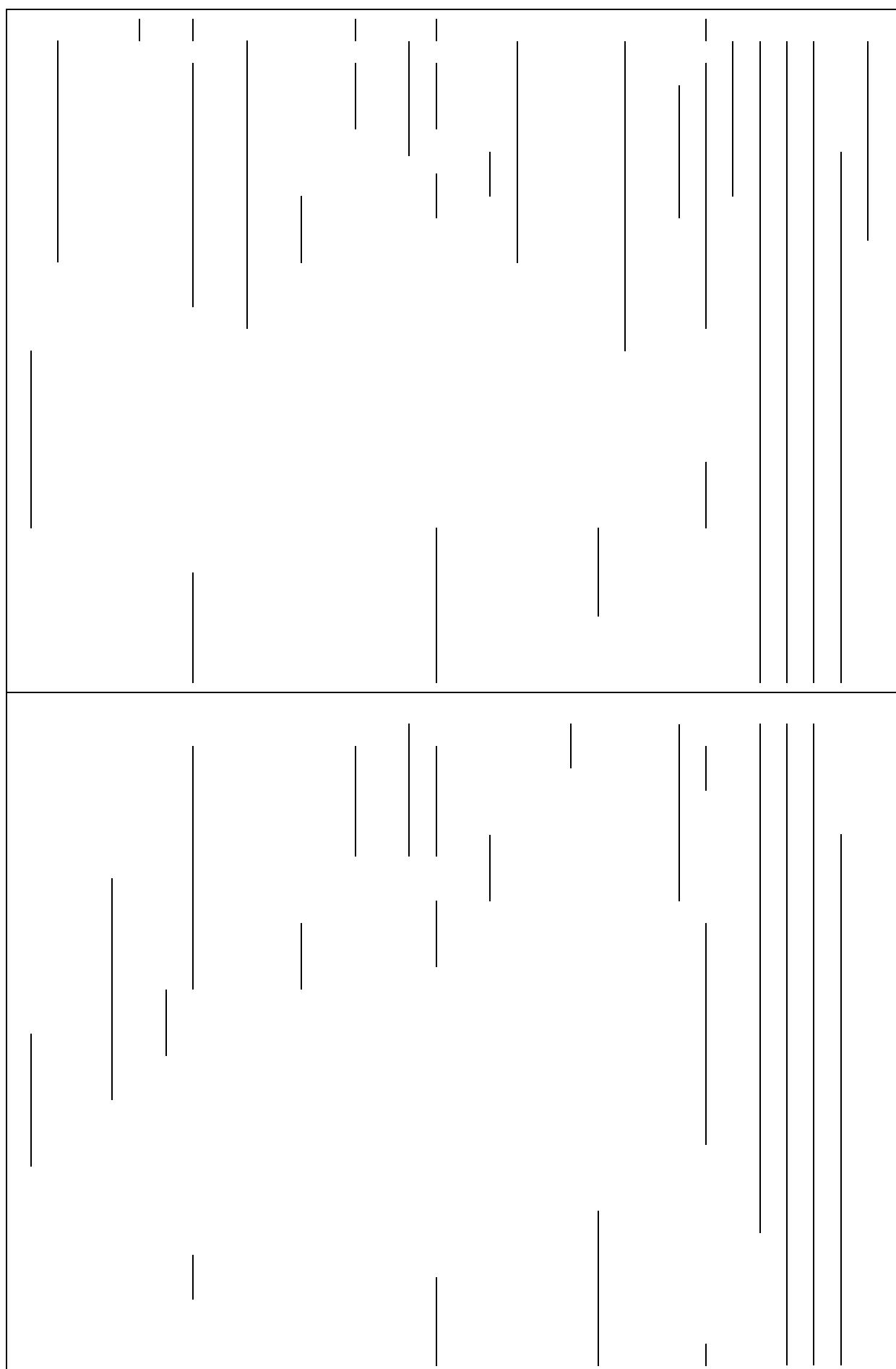
第二十五条の四 国は、犯罪被害者及びその家族の人権及び処遇に配慮しなければならない。

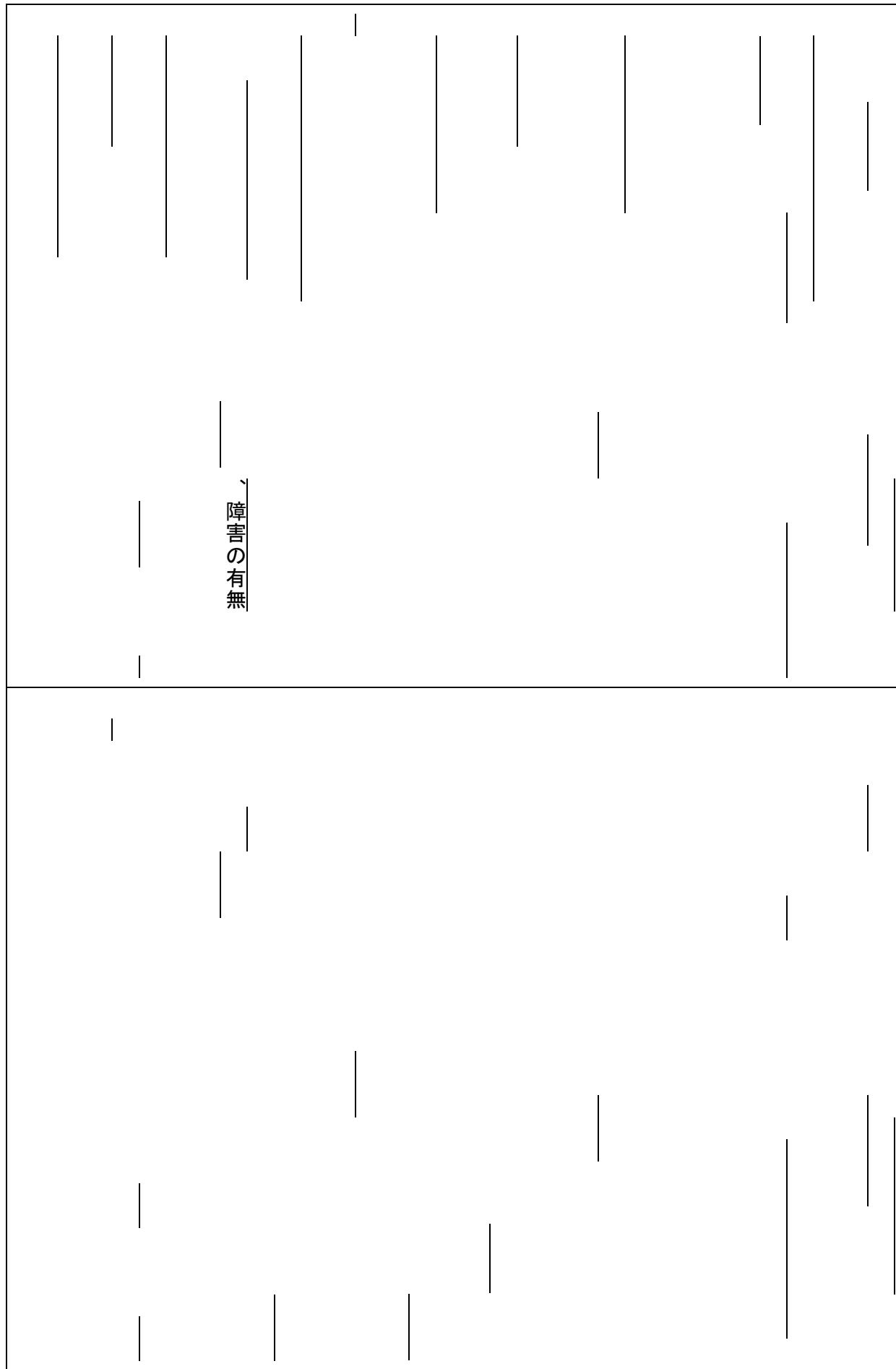
3 国は、教育が国の未来を切り拓く上で欠くことのできないものであることに鑑み、教育環境の整備に努めなければならない。

2 公務員については、全体の奉仕者であることに鑑み、法律の定めるところにより、前項に規定する権利の全部又は一部を制限することができる。この場合においては、公務員の勤労条件を改善するため、必要な措置が講じられなければならない。

公益及び公の秩序

この場合において、知的財産権については、国民の知的創造力の向上に資するように配慮しなければならない。





この場合においては、各選挙区は、人口を基本とし、行政区画、地勢等を総合的に勘案して定めなければならない。

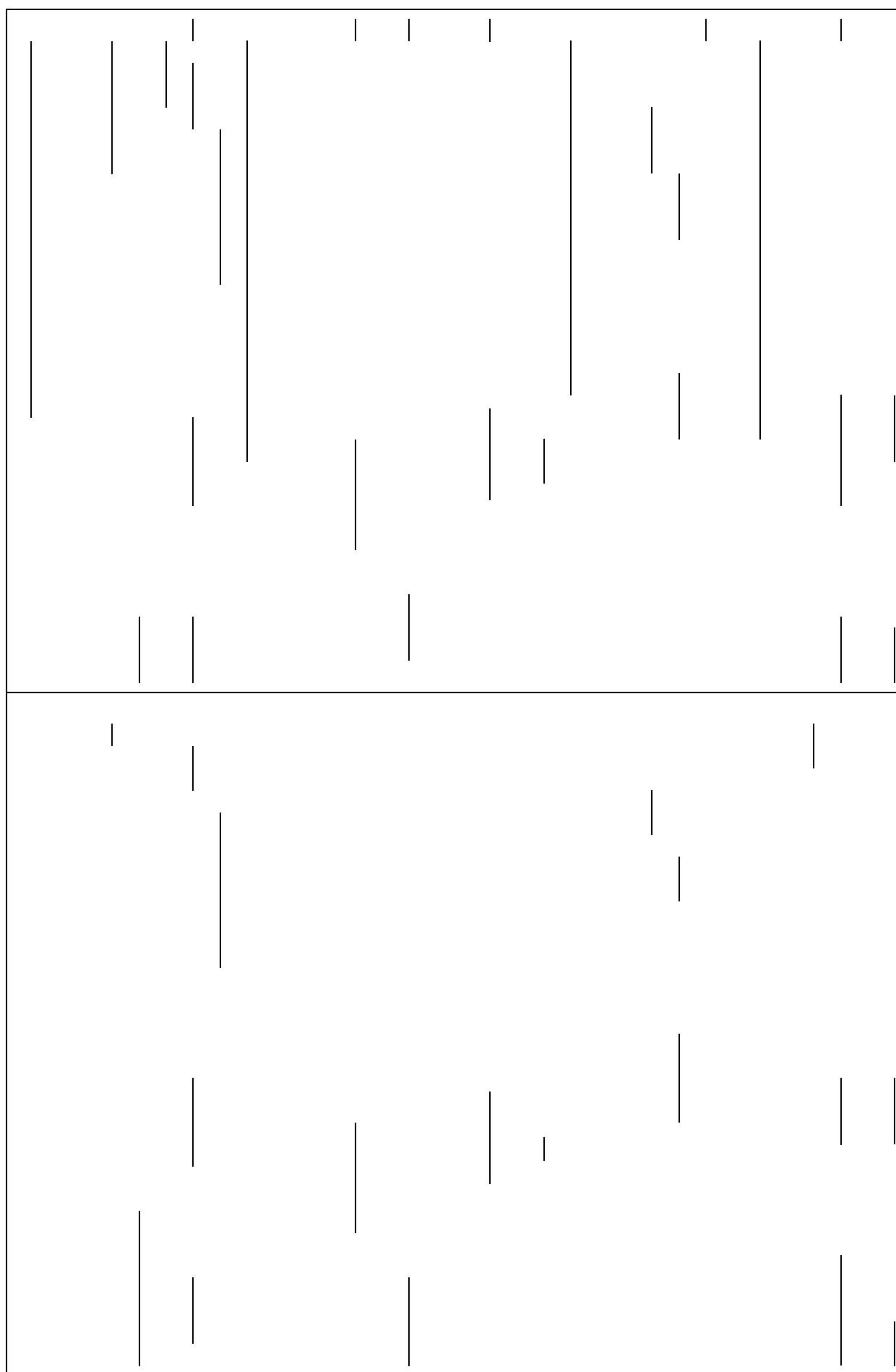
2 通常国会の会期は、法律で定める。

求があった日から二十日以内に臨時国会が召集され

要

衆議院の解散は、内閣総理大臣が決定する。

両議院の議決は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ「する」ことができない。



し、職務の遂行上特に必要がある場合は、この限りでない。  
ただ

(政党)

第六十四条の二 国は、政党が議会制民主主義に不可欠の存在であることに鑑み、その活動の公正の確保及びその健全な発展に努めなければならない。  
政党の政治活動の自由は、保障する。

3| 2| 前二項に定めるもののほか、政党に関する事項は、法律で定める。

、この憲法に特別の定めのある場合を除き

現役の軍人であつてはな

らない

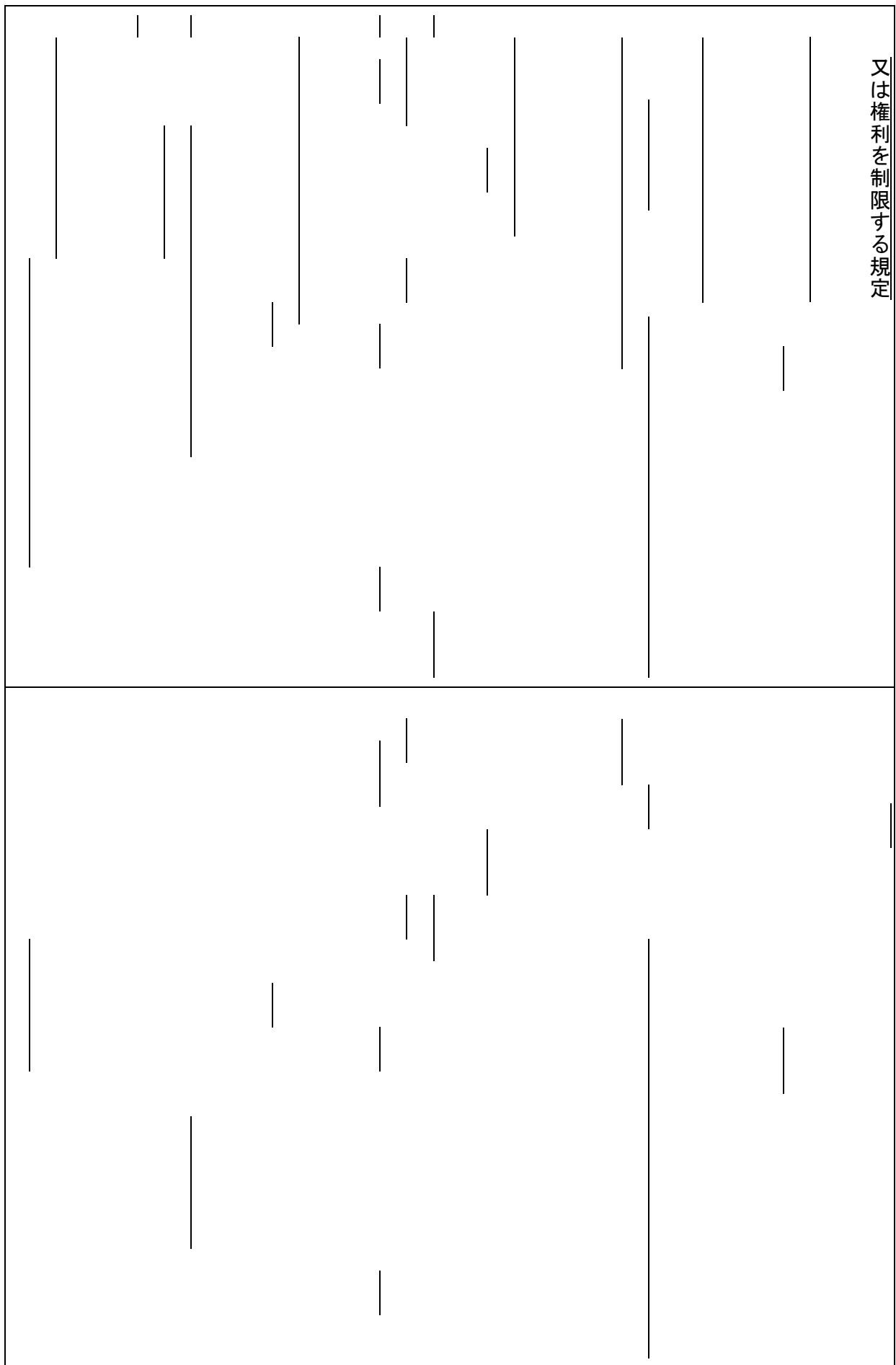
2 内閣総理大臣が欠けたときは、その他これに準ずる場合として法律で定めるときは、内閣総理大臣があらかじめ指定した国務大臣が、臨時に、その職務を行う。

3 内閣総理大臣は、最高指揮官として、国防軍を統括する。  
指揮監督し、その総合調整を行う。

予算案及び法律案

義務を課し、

又は権利を制限する規定



法律の定めるところによ

り、国民の審査を受けなければならない。

分限又は懲戒による場合及び一般の公務員の  
例による場合を除き

法律の定める任期を  
限つて任命され

前条第五項の規定は、下級裁判所の裁判官の報酬について準用  
する。

2| 財政の健全性は、法律の定める限りにより、確保されなければならぬ。

3| 2| 内閣は、毎会計年度中において、予算を補正するための予算案を提出することができる。

暫定期間に係る予算案を提出しなければならない。

4| 毎会計年度の予算は、法律の定めるところにより、国会の議決を経て、翌年度以降の年度においても支出することができる。

規定する場合を除き、宗教的活動を行う

第一十条第三項ただし書に

国若しくは地方自治体その他の公共  
団体の監督が及ばない慈善、教育若しくは博愛の事業

両議院に提出し、その承認を受けなければ

3| 内閣は、第一項の検査報告の内容を予算案に反映させ、国会に対し、その結果について報告しなければならない。

(地方自治の本旨)

- 第九十二条 地方自治は、住民の参画を基本とし、住民に身近な行政を自主的、自立的かつ総合的に実施することを旨として行う。
- 2 住民は、その属する地方自治体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を公平に分担する義務を負う。
- 地方自治体は、基礎地方自治体及びこれを包括する広域地方自治体とすることを基本とし、その種類は、法律で定める。
- 3 国及び地方自治体は、法律の定める役割分担を踏まえ、協力しなければならない。地方自治体は、相互に協力しなければならない。

日本国籍を有する者



4| の承認を得なければならない。  
第二項及び前項後段の国会の承認については、第六十条第二項  
の規定を準用する。」の場合において、同項中「三十日以内」と  
あるのは、「五日以内」と読み替えるものとする。

(緊急事態の宣言の効果)

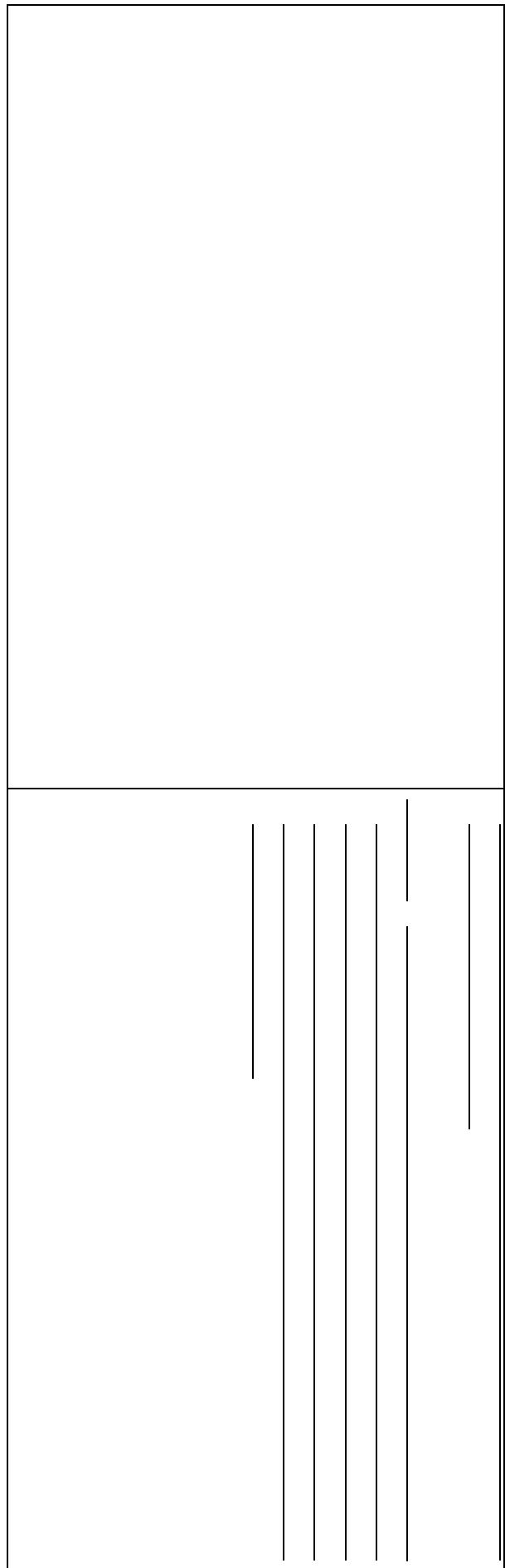
第九十九条 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めると  
ころにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定するこ  
とができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分  
を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。  
2| 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところに  
より、事後に国会の承認を得なければならない。  
3| 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定める  
ところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及  
び財産を守るために行われる措置に関して発せられる國その他  
公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、  
第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権  
に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。  
4| 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めると  
ころにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されな  
いものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設け  
ることができる。

衆議院又は参議院の議員の発議によ  
り、  
過半数

有効投  
票の

〔削除〕

全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。



# 憲法改正推進本部

平成23年12月20日現在  
(平成21年12月 4日設置)

## 本 部 長

保 利 耕 輔

## 最 高 顧 問

麻 生 太 郎 安 倍 晋 三 福 田 康 夫 森 喜 朗

## 顧 問

古 賀 誠 中 川 秀 直 野 田 肅

谷 川 秀 善 中 曽 根 弘 文

関 谷 勝 翳 中 山 太 郎 船 田 元 保 岡 興 治

## 副 会 長

石 破 茂 木 村 太 郎 中 谷 元 平 沢 勝 栄  
古 屋 圭 司

小 坂 憲 次 中 川 雅 治 溝 手 顕 正

## 事 務 局 長

中 谷 元

## 事 務 局 次 長

井 上 信 治 近 藤 三 津 枝  
磯 崎 陽 輔 岡 田 直 樹

(役員の並びは、五十音順)

保

信

直